

**鞍手町町勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル
受託候補者選定要領**

鞍手町町勢要覧作成業務委託公募型プロポーザルによる受託候補者の選定は、次のとおり実施する。

1 選定方法

受託候補者は、提出された提案書及びプレゼンテーションを選定委員会で審査し、その結果により選定する。

2 選定委員会

選定委員会は、鞍手町町勢要覧作成業務受託候補者選定委員会設置要綱により設置されるものとし、委員は7名とする。

3 審査基準

提案書及びプレゼンテーションの審査基準は次のとおりとし、各委員が100点満点で審査する。

評価項目	評価基準	配点
提案書	本業務の目的や必要性を理解しているか	10
	完成イメージは分かりやすいものとなっているか	10
	仕様書に沿った提案となっているか	10
	魅力的な独自提案が盛り込まれているか	10
	町を魅力的に見せるためのデザインや視覚的な工夫があるか	20
	提案内容を具体化するにあたり、取材や写真撮影等を含めた内容全般やスケジュールに無理がなく、現実的か	15
プレゼンテーション	提案書の内容を理解しやすくする説明となっているか	10
実施体制	類似業務の受託実績を有しており、業務を円滑に実施できる体制となっているか	10
見積額	$\frac{\text{全提案者のうち最低見積額}}{\text{当該提案者の見積額}} \times 5$ ※小数点以下切り捨て	5
合計		100

4 受託候補者

審査の結果、各委員による評価点数のうち、最高点と最低点（同じ評価点数が複数ある場合はいずれか1人分）を除いたものの合計が300点以上となった事業者のうち、最も評価が高かった事業者を受託候補者とし、次に評価が高かった事業者を次点候補者として選定する。

なお、提出された提案が1件であっても、当該提案の評価点数の合計が300点以上であった場合は受託候補者として選定するが、提出された提案が複数であっても、評価点数の合計が300点以上となる提案がなかった場合は、受託候補者を選定しない。

また、評価点数の合計が300点以上で同点となった場合は、見積価格が低い事業者を上位者とし、それでも同点となる場合は、委員の合議による優劣の比較審査を行った上で評価点数を加減し、受託候補者を選定する。